

## 2006年10月レポート

### 国別項目:

#### タイ

1. 中等教育での特許・著作権学習提案される
2. 知的財産局、ラヨン地域の人々のため移動チームを派遣
3. IP フェア-2006
4. OTOPのためのIPコンテスト
5. 法律の専門家、模倣品販売制圧のための覚書を論議
6. 新IPチーム、リサーチプロジェクトを触発
7. エイズの活動家、特許法改正の引き延ばしを首相に嘆願
8. 副首相、タイ経済が成長するための方策を議論

#### マレーシア

1. ゲームソフトの海賊版撲滅運動
2. マレーシアと米国の交渉、山場のラウンドを迎える

#### シンガポール

1. 警察は音楽ダウンロードをした7人の家宅捜査へ
2. 自分の発明が既存の特許を侵害していないか知る方法は？
3. 警察は違法なファイル共有新事件への調査を開始

#### フィリピン

1. NBIの捜査官、ごみマネジメントソフトの「盗品」を押収
2. 70万ペソの模倣品、押収される
3. 2006年上半期で7億ペソ相当の偽造品押収される
4. フィリピン、ヨーロッパから見てIPRの優先度低し
5. フィリピンとヨーロッパ、知的財産契約に署名
6. フィリピン政府機関、IPR分野でステップアップ
7. 税関局、IPRs週間遵守
8. NBIの捜査官、3,000万ペソ相当のデザイナーシューズの模倣品を押収

#### インドネシア

1. 不正コピーが地域ソフトウェアメーカーを駄目にする
2. コンピューター事業者が適法ソフトウェアの使用を要求
3. 海外保護を求めている5件のインドネシア特許

#### ベトナム

1. 国内オートバイ企業が問題に直面
2. 電子機器製造業者、不正ソフトウェア捜査の標的となる
3. 樹木種に対する知的財産法
4. 8の企業が知的財産の情報伝授
5. ベトナムが知的財産権保護を明言

## カンボジア

1. カンボジア、商取引裁判所の設立でより多くの投資家誘致を期待

## インド

1. 不正コピーがIT企業の利益を食っている
2. 専門家が知的財産権に光を当てる
3. 特許出願でインドが12位
4. インド企業の商標、海外で保護されるべし
5. インド、WTO会議でバイオ海賊行為を取り上げる
6. インドが有料テレビの海賊行為でアジア-太平洋を先導
7. IP能力を陳列する14の企業

## パキスタン

1. GI法案、承認を得るため連邦議会へ送付

## クウェート

1. クウェートがソフトウェア不正コピーへの取り締まり強化

## オマーン

1. オマーン当局、ソフトウェア不正コピー危機に奮戦

## アラブ首長国連邦

1. UAEの偽物商品の調査
2. BSAがGITEXショッパー2006を不正が無いと保証

## タイ

### 1. 中等教育での特許・著作権学習提案される

(タイ・ニュース・サービス、2006年10月2日付)

知的財産局は、中等教育のカリキュラムに、特許と著作権の学習を加えるよう文部省に要請した。

知財局のBoonnaris Suwannapool 副局長は、生徒は地元にある原材料を使用し新製品を作り上げ、旧来の製品に付加価値を加え、特許出願をすることができるかと述べた。特許の知識は、学生達が商業目的の特許を取得できるような新製品の開発を続ける励みとなると副局長は述べた。

### 2. 知的財産局、ラヨン地域の人々のため移動チームを派遣

(タイ・ニュース・サービス、2006年10月6日付)

知的財産局では、10月12、13日の両日、ラヨン地域の商務省事務所に移動チームを派遣する。

ラヨン駐在の商務省職員のSanyarak Sinsakul氏は、商務省知的財産局は同地域の住民へのサービスとして、移動チームを派遣すると述べた。彼らはラヨン地域の住民からの出願申請や知的財産権に関する案件の手続きを受け付ける。

また、彼らはコンサルタントサービスも提供する。この移動チームは、OTOP 計画にも協力する。OTOP の運営者は、1つの製品の登録を2,500パーツ以下の費用で行うことができる。

### 3. IP フェア-2006

(ポスト・トゥデイ、ビジネス欄、ページB4、タイ、2006年10月7日付)

知的財産権局のKanissorn Navanugraha局長は、2006年タイIPフェアの開会を宣言した。このフェアは、タイの発明家に自らの特許発明を公表する機会を与えるものでもある。

### 4. OTOPのためのIPコンテスト

(ポスト・トゥデイ、ページA 12、タイ、2006年10月7日付)

商務省知的財産局は、「IPコンテスト2006」を開催した。コンテストは2部門に分かれ、1つは料理の調理法又は食材部門で、もう1つはタイの新しい衣装デザイン部門である。

### 5. 法律の専門家、模倣品販売制圧のための覚書を論議

(タイ・ニュース・サービス、2006年10月13日付)

商務省は何人かの民間セクター代表と法の執行者のグループと、模倣商品の販売制圧に協力する覚書に最近署名した。この覚書は、小売段階での著作権侵害を主に扱った2004年6月26日の同様の覚書を補完するものだ。

新契約の目的は民間セクター、政策機関、法の執行監視機関が知的財産の侵害、特に、合法的なショッピングセンター内での模倣品の販売に対し、より効果的な協力をするためである。

覚書では、偽物の販売が特に問題となる地域を2つに分類し、「特別禁止地域」と「禁止地域」を設定している。2つの地域の違いは、特別禁止地域では政府が侵害品に対しIP保護行為を行うのに対し、禁止地域では民間セクターがエンフォースメント活動を行う点である。

これらの両地域は、今後、民間セクターと公的機関により定期的に監視が行われ、タイの顕著な模倣品取引を抑制するための努力がなされるだろう。

両地域には悪名高いパンティップ・プラザを含むバンコク市内及び国内の他県の数多くの著名デパートが含まれている。以前の契約ではデパートの店主は店内で行われている模倣品の販売を抑止する責任を問われなかった。

多くのIP所有権者はこの責任のなさに不満を表明していたが、タイの法では店舗所有者に対し有効な施策はとりにくかった。タイ法では侵害に対する代理的責任や犯罪幫助的責任に対する明確な規定がないためである。自由貿易協定の交渉ではタイ法の盲点が再度の議題となっている。

しかしながら、法律を改正し、IP所有権者が店舗所有者に対して抗議しやすくするよりは、IPRの執行担当者は、この覚書交換により地権者の協力を求める方法をとった。多くのデパートは新契約作成のための政府の会議に積極的に参加し、IP侵害の制圧に協力する姿勢を示した。覚書は2006年8月16日に締結された。

新契約の最も重要な側面は、知的財産局がテナントがIPの侵害で起訴されたことを通知した時点で、デパートと地主は直ちにテナントのリース契約を解約しなければならない点だ。この条項に従わない場合、店主とテナントの両者は民事責任を問われ、中国のショッピングセンターに対してIP所有者が起こし成功した民事訴訟の例と同様である。

この契約が官民の連携を強化し、タイのIPのエンフォースメント体制の改善につながることを期待される。

## 6. 新IPチーム、リサーチプロジェクトを触発

(ネーション、ビジネス欄、ページ1B & 3B、タイ、2006年10月21日付)

科学技術省の国家発明局(NIA)は、IPマネジメントと呼ばれる知的財産新ユニットを立上げ、民間会社が地域の研究者とパートナーシップを結ぶための仲介役を務めさせる。

最初の取引は、カセサート大学のマイクロバイオロジー学部の研究者Napavarn Noparatnara-porn氏と、食品添加物、食材、動物用飼料、薬品、化粧品製造業者Adinop社との間で70万パーツで契約され、米作の田んぼと海老の養殖の生産性向上のため使用される。

契約の署名は、Techno Mart 2006という、バンナーのバンコク国際貿易展示センターで開催されている技術発明展示会で行われた。

Adinopの代表取締役Chutinun Snunsieng氏は、技術移転には完成するまで約1年を要し、会社は新ビジネスの副産物を国内外で販売することにより1億パーツほどの売上げを予想していると述べた。

もう1つのリサーチ契約は40万パーツの対価で近々に締結される。これは、グルコサミンを含むもので関節の病気の進行を防ぐ薬に使われる。この契約はチョラロンコン大学の研究者Rath Pichayangkul氏とGreater Pharma社との間で締結される。同社はこの研究が1,500万パーツ以上の新ビジネスを生み出すと期待している。

NIAの長官のSupachai Lorlowhakarn氏は、IPマネジメントチームは、特許、知的財産登録のような知的財産に関するすべてのサービスのコンサルタント及び情報提供者として働くと述べた。

「我々はまたIPブローカーとして、重要な研究を行っている国内の研究者とその研究を使った副産物の製造を望む民間会社を仲介する役割も果たす」とSupachai氏は述べた。

「国内の大学と研究機関には約1万人の研究者がいる。しかし、ほとんどの研究は棚上げされている。ごくわずかの研究プロジェクトが商業化され、ビジネス利用されている」とSupachai氏は述べた。さらに、IPマネジメントは、1年目は、食物、栄養、栄養補強食品、セラミック、エレクトロニクス、バイオテクノロジー、化学製品を含む15の契約を予定しており、これらは総取引額で1,500万バーツとなると付け加えた。

Napavarn氏は、彼女は博士論文を作成して以来30年近く光合成バクテリアの研究を続けてきたと述べる。彼女は自身の研究がいつか国のためになることを夢見ていたので、国内外への販売により商業価値を高めるため、どのような事業体にでも技術を移転することを望むと述べた。

「研究者として、国内の研究の成長を阻む多くの障害に直面してきた」とNapavarn氏は述べた。「大学や研究機関の長は、研究の次のステージに進むために時間と経費を必要とする研究プロジェクトの重要性を理解しない。大学や研究機関は学内の価値ある研究を商業化させるための学部を設け、利益を上げ、引いては国全体に貢献すべきである」と述べた。

## 7. エイズの活動家、特許法改正の引き延ばしを首相に嘆願

(タイ・ニュース・サービス、2006年10月26日付)

エイズとともに生きる人々のネットワーク (The Network of People Living with HIV-AIDS) はジェネリック薬製造に関する特許法の改正を、公聴会で関係者が意見を表明する機会を得るまで一時保留するよう首相に訴えた。Wirat Poorahong 委員長に率いられた40人のメンバーは、政府の一般苦情処理センターを通じスラユット・チュラノン首相に訴えた。

彼らは首相に、商務省知的財産局により提案された仏暦2522年特許法改正を行わないよう求めた。なぜなら改正により人々の福利に悪影響をもたらすからだ。

同ネットワークによれば、改正点の中で直接一般に影響を与えるのは、正当でない特許出願に反対する権利を剥奪していることだ。

もし商務省提案どおりに改正がなされると、特許の異議申し立てをするには特許が付与されるまで待たねばならず、付与された後6ヶ月以内に行わねばならない。嘆願者によれば、この動きは米国の製薬会社に有利なもので、継続中のタイ - 米国自由貿易交渉の一部であるとのことだ。

同ネットワークでは、特許法の改正前に、スラユット首相が発表した方針に沿って、透明性と効率性を確保するため、すべての関係者が意見を表明する機会を持つべきだと述べた。

ネットワークでは法の改正案は内閣で検討する以前に一般に公開し世論に問わねばならないと述べた。

## 8. 副首相、タイ経済が成長するための方策を議論

(タイ・ニュース・サービス、2006年10月31日付)

副首相兼工業相のコーシット・パンピエムラット氏によれば、タイは単純に労働力や資本力で成長を求めるより、知的財産や技術を使い、国の生産性を向上させる必要があると述べた。

コーシット副首相は経験のある経済学者だが、タイの経済成長はほとんど労働力と資本力により牽引されてきたと言え、韓国や日本のように知的財産権と発明が成長を支えた国とは対比をなすと述べた。「我が国を先進国にしたいと望むならIPに焦点を合わせる必要がある。さ

もなければ長期的に見て問題を拡大する」と彼は述べた。

基本的な知的要素を発展させるための新国家計画が国家経済社会開発局により準備されている。これは知識と技術の向上により生産性を向上させるための指針として使われる。

コーシット副首相は労働力は徐々に成長の歯止めとなっており、タイの競争力はここ数年落ちてきていると述べた。

「暫定政権の1年の任期は知的要素発展のための基本計画設置には不十分かもしれない。しかし、何もしないよりはいい」と彼は言う。「我々がこのコンセプトを将来に向かって推進するためには一般の協力と支持が必要だ。もし我々が生産性を向上させないなら我が国の成長はない」

## マレーシア

### 1. ゲームソフトの海賊版撲滅運動

(Tech & U、2006年10月30日付)

KPMG ビジネス・アドバイザー・マレーシアによれば、本物のゲームソフト取扱業者の少なさと本物の値段の高さが海賊行為に結びつき、それがマレーシアのゲームソフト市場の大きな問題となっている。

KPMG の取締役Woon Tai Hai 氏によれば、海賊行為は間違いなく同産業が直面する最重要課題であり、映画や音楽産業も同様の被害を受けている。海賊版の品揃えの良い店でゲームを見つけた方が、正規商品を取扱う小売店で選ぶより簡単だとよく言われる。正規商品の店では最近の人気ゲームしか置かず、タイトルも100に満たない。

しかしながら、幸いなことに、流通業者がこのことに気づいており、BSAはこの悪弊と戦うための努力を支持している。例えば、マレーシアで販売されているPCゲームの少なくとも70%を取扱うNew Era Group は、エンフォースメント、教育、地域化計画を開始した。他の業者はテレコミュニケーションのオペレーター、ICTの業者、電子機器の小売業者とパートナーシップを組み、正規商品を消費者に届けようとしている。

Wong 氏はゲームのソフトウェア市場を動かすためには価格の問題に触れねばならないと考える。正規ソフトの価格は依然として高いが、進取且つ合法的な代替法が提供されつつある。

### 2. マレーシアと米国の交渉、山場のラウンドを迎える

(ビジネス・タイムズ、2006年10月31日付)

マレーシア・米国の自由貿易交渉(FTA) は山場の第3ラウンドを開始し、両国は貿易と市場開放、政府の調達問題など、論争の的となる課題に入る。

米国の在マレーシア商工会議所会頭のVince Leusner 氏は、今回の交渉では、代表団が微妙な問題を承知し、把握しているので、より活発な議論が期待されると述べた。

マレーシアの交渉団は国際通商産業省の新規に任命された事務総長のDatuk Abdul Rahmat Mamat 氏である。米国側のリーダーである米国アジア太平洋通商副代表のBarbara Weisel 氏は、交渉は2007年7月1日のFTA調印の期限以前に、来年早々には終了するだろうと予想している。

「研究開発分野では、アメリカの製薬、バイオテクノロジー会社は何十億をかけており、もしそのひとかけらでもマレーシアに引き寄せられたら、マレーシアにとって非常に幸運だ。しかしそのためには、マレーシアの第2段階の知的財産法が改善され、これらの企業が米国やヨーロッパから研究開発部門をマレーシアに転換しても安全だと感じるよう改善しなければならない」と彼は述べた。

政府の調達問題が知的財産権、サービス(金融サービスを含む)の貿易、契約の締結の透明さ、自動車産業への関税、税金とともに5つの主要課題の1つだ。

## シンガポール

### 1. 警察は音楽ダウンロードをした7人の家宅捜査へ

(ストリート・タイムズ・ニューズペーパー、シンガポール、2006年10月10日付)

警察は音楽のダウンロードをしていた4人の学生と主婦1人を含む7人の自宅を捜査し、彼らのコンピューターを押収した。

彼らはウェブサイトのユーザーが使用したウェブ内の軌跡であるインターネット・プロトコルによって追跡され、その情報が昨年11月に音楽業界より警察に提供された。シンガポール警察のスポークスマンのToh Boon Ng氏によれば、捜査の際、逮捕者はなかったが、14歳から32歳までの5人の男性と2人の女性は「捜査の際、警察に協力した」。捜査の際捉えられた他の2人は、技術者と自営業の男性だった。

警察は保管されていた様々なディスクとともにデスクトップ9台とノートブック3台を捜査のため押収した。この家宅捜査は、違法な音楽、映画、ソフトの「意図的」かつ「重要な」ダウンロードを刑事罰の対象とする、昨年1月の著作権法の強化以降、ホームユーザーに対する初めての摘発行為だった。以前、当局は違法な音楽ファイルの流通業者を摘発対象としていた。

摘発され、有罪が確定した場合、ダウンロード者は最高で6ヶ月の懲役と2万ドルの罰金を科せられる。

シンガポール知的財産局のLiew Woon Yin 長官は日曜日の摘発は、著作権のある音楽を違法に大量にダウンロードしたユーザーを含んでいたが、これは法律の侵害を続ける者に対する強烈なメッセージとなったと述べた。

この摘発はシンガポールレコード産業協会(Rias)からの情報に基づくものだった。同協会が警察に提供したIPアドレスは、ユーザーがインターネットを使用しファイルをダウンロードした際、残される電子的認証番号である。その認証番号をたどればインターネットのプロバイダーが判明し、最終的に個人ユーザーにたどり着く。

### 2. 自分の発明が既存の特許を侵害していないか知る方法は？

(トゥデイ、シンガポール、2006年10月11日付)

自分の発明が既存の特許を侵害していないかどうしたらわかるだろう？

IPOS(シンガポール知的財産局)のウェブサイトのe-特許セクションでオンラインのサーチエンジンを使い、シンガポールで既に出願された特許を検索することができる。

e-特許へのアクセスは以下の [www.epatents.gov.sg/default\\_redirect.asp](http://www.epatents.gov.sg/default_redirect.asp) [[http://www.epatents.gov.sg/default\\_redirect.asp](http://www.epatents.gov.sg/default_redirect.asp)]アドレスへ。

Spring Singapore が答えを提供する。Spring Singapore のサポート体制の詳細は [www.spring.gov.sg](http://www.spring.gov.sg) [<http://www.spring.gov.sg>] を参照のこと。ビジネスを開始し運営するための疑問がある場合は、このアドレス[news@newstoday.com.sg](mailto:news@newstoday.com.sg) へ連絡されたし。

### 3. 警察は違法なファイル共有新事件への調査を開始

(トゥデイ、シンガポール、2006年10月18日付)

シンガポールのレコード産業協会(Rias)は、警察が7人の容疑者の自宅を家宅捜査した後、

音楽の違法ファイルシェアリングの25の新事件を刑事捜査局に報告した。

Riasは昨日、8,000件の音楽の違法なファイル共有を世界17カ国で一斉に裁判に訴えたことを、新しい世界的な動きとして発表した。それらの国の中にはブラジル、メキシコ、ポーランドが初めて含まれた。

シンガポールの25の新事件の中には、グヌーテラ(Gnutella)やリアスなどの国際的なネットワークを使い音楽ファイルの違法な共有やダウンロードを行ったユーザーを含む。

違法な音楽のファイル共有に反する世界的な戦いは、1,450社のレコード会社が加盟する国際レコード連盟(IFPI)による対策強化の一環である。

これは2004年に世界的なキャンペーンが開始されて以来、米国外での民事刑事裁判の総数を13,000件以上に押し上げた。

世界中で提訴された者の中には、教師、郵便従業員、ITマネジャー、科学者、違法なファイル共有を行った子供の両親が含まれる。多くの国でこれらの者は第三者が彼らのインターネットの接続を利用し行った行為に対しても責任をとらねばいけないことを知ったと、IFPIでは述べている。

## フィリピン

### 1. NBIの捜査官、ごみマネジメントソフトの「盗品」を押収 (マニラ・タイムス、2006年10月3日付)

国家捜査局 (National Bureau of Investigation) は8,500万ペソ相当のごみ再生プラントのソフトデザインを米国に本拠を置く Palengenes Manufacturing Inc. の元コンサルタントから押収したと述べた。

ソフトウェアのデザインはPMIが所有するオリジナルの模倣と疑われている。

PMIはごみをマネジメントする会社でごみを建築資材に変換している。この倉庫はムンティンルパ市のバランゲイ、トゥナサン (Barangay Tunasan, Muntinlupa City) のRMTインダストリアル・コンプレックスに存在する。

NBIの捜査官はPMIのプラントのエンジニアリング図面、デザイン、仕様、概念図を、ラグナ県ピナン、バランゲイ、マムブラサンのブレントビル国際コミュニティにあるジョセフ・オコーナー (Joseph O'Conner) の自宅で押収した。

NBIの知的財産権部門のジャスト・ヤップ (Justo Yap) 弁護士は、PMIの所有者である Theodore James Staley氏が昨年9月にオコーナー容疑者とのコンサルタント契約を解消した後、彼が概念図デザインの無許可の複製とコピーを持ち出したと述べた。

マニラ地方裁判所第8支部のFelixberto Olalia 判事が発行した捜査令状を携行したNBIの捜査官は、ごみを資材に再生する方法のコピーと疑われるプリントアウトやファイルを押収した。ヤップ弁護士はオコーナー容疑者は逮捕されたと付け加えた。

### 2. 70万ペソの模倣品、押収される (フィリピン、デイリーインクワイラー、2006年10月7日付)

70万ペソの偽造のデザイナー商品が先日マニラとパラナク (Parañaque) 市の幾つかの施設から押収された。

国家捜査局(NBI)の知的財産局の捜査官は一連の摘発でパラナク市のバクララン・ターミナルプラザ、マニラ市ピノンドのメイシック・モール (Meisic Mall) とマニラ・テクスタイルマーケットの幾つかの店舗からプラダのカバンと財布2,367点を押収した。店舗所有者に不正競争の容疑が科せられた。

### 3. 2006年上半期で7億ペソ相当の偽造品押収される (ヘチャノバ・ブゲイ&ヴィルチェ法律事務所、2006年10月10日付)

政府の反海賊キャンペーンとIPエンフォースメント機関と民間との協力の継続により、フィリピン知的財産局は、本年1月から6月にかけて、総額7億5,237万8,319ペソ相当の模倣品を押収したことを以下の通りアロヨ大統領に報告した。

発行された268件の捜査令状により、国家捜査局(NBI)の知的財産局は9,953万1,470ペソ相当、10万6,641個の模倣品を押収した。

同様に、121件の捜査令状により、フィリピン国家警察の反不正商業犯罪部、刑事事件捜査摘発グループ(PNP-CIDG)は3,724万3,639ペソ相当の不正商品を押収した。

一方、該当した83件の令状と426回行われた査察により、オプティカル・メディア委員会(OMB)

は総額4,054万2,400ペソ相当の海賊商品を押収した。

最大の押収額を上げたのは税関局(BOC)で、総額5億7,506万810ペソの侵害品を押収した。

エンフォースメント活動は「危険地帯」と考えられる首都圏マニラ、カビテ、ラグーナ、バタンガス、クエゾン、パンパンガ、バタン、セブ、その他の県で行われた。押収された商品は偽のソフト、電気製品、光ディスク、機械、機械工具、医薬製品、食料、飲物、衣類、履物、香水、化粧品、歯磨き粉、石鹸、洗剤である。

米国はフィリピン政府の海賊行為取り締まりに対する努力と成果を評価した。本年2月の「不定期見直し」では米国通商代表部(USTR)はフィリピンを「優先警戒リスト」から除外した。この決定は2ヵ月後の米国通商代表部の定期見直しで確定された。

#### 4. フィリピン、ヨーロッパから見てIPRの優先度低し

(ビジネス・ワールド、2006年10月11日付)

ECの最近の調査によれば、ヨーロッパのビジネス界にとってフィリピンはIPRのエンフォースメントに最も関心を払わない国の1つである。

昨日発表された調査結果によれば、フィリピンは第3類、つまり知的財産権、侵害商品の生産、流通、消費が高いレベルで行われている国及び地域で、ECが貿易を強化しようとしている国に分類されている。

東南アジア諸国連合(ASEAN)の参加国10カ国のうち5カ国、即ち、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムが第3類に入れられた。

コミッションの発表によれば、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、韓国が同じリストに含まれた。第1類に区分けされた中国はEUにとって模倣品撲滅運動の最大の優先対象国とされ、EU市場に流入し押収された模倣品の3分の2を占める。

対象国として第2の優先順位はロシア連邦、ウクライナ、チリ、トルコに置かれた。

「EUは知的財産侵害についてWTO(世界貿易機関)の枠内での行動の可能性を除外していないので、ブラックリストはつくっていないが、侵害に対する一致した戦いで技術的な援助と協力に焦点を合わせている。」

欧州委員会は調査結果を優先国及び地域リスト決定の基礎データとして使い、そこに活動の焦点を合わせ模倣品撲滅運動を行うと述べた。

EUは知的財産権のエンフォースメントで主要な第三国を援助する用意があるが、特にEU内の産業の権利を組織的に大規模に侵害する行為を対象とすると強調した。

調査結果はヨーロッパ企業が特定の第三国と取引を始める際直面するかもしれない危険をあらかじめ承知するための資料として提供され、EU外で知的財産権を保護するために使う事のできる資料として注目されることを目指している。

調査は質問表への答えに基づいており、実際に侵害の被害を受けた事件の特別情報や、EUからの投資を受けている国々の一般的エンフォースメントの詳細、侵害への対策、投資相手国の国家機関からの反応について質問している。

質問表はEU加盟国の大使館や代表団とともに権利所有者、各機関に送付された。

#### 5. フィリピンとヨーロッパ、知的財産契約に署名

(アジア・パルス、2006年10月13日付)

フィリピンとヨーロッパは覚書に調印し、フィリピンが国内に原産する産物の知的財産シス

テムを開発するため、ヨーロッパから援助を受けることを決めた。覚書はフィリピン知的財産局のAdrian S. Cristobal Jr 長官とヨーロッパ特許庁のAlain Pompidou 会長との間で最近締結された。

Cristobal 長官によれば、相互協定の締結はフィリピンが地域の他国よりIPシステムが進んでいるとのヨーロッパの認識に基づくものである。

「我々の法的インフラは健全なIPシステムのために既に整えられ、その能力も地域の中で比較的進んでいる」と述べ、フィリピンは5年に及ぶ欧州委員会とアセアンのIPパートナーシップ・プログラムを経験したと説明した。フィリピン以外では、シンガポールがヨーロッパとIP相互協定を結んだ国である。

「プログラムの目的は特許、商標システムの情報交換と、能力開発、トレーニング、技術援助を目指している」とクリストバル長官は述べた。

国内の「地理的表示(GI)」制度の推進について、長官は、ヨーロッパはこの点で非常に協力的だが、これは非常に厳しい制度で、フィリピンはまず「団体」あるいは「コミュニティ商標」を推進する必要があると述べた。

現在のところ、IPフィリピンは昨年始められた「団体商標」の推進に集中している。

クリストバル長官は、団体商標の推進はフィリピンの一村一品(OTOP)運動と結び付けられている。この運動はすべての市町村で起業家活動を推進しようとするもので、結果的にその地域の人々のために仕事と収入を生み出そうとするものだ。

彼は商標の推進は国の輸出商品を「ブランド」化する目的では非常に役立つと述べた。

OTOP製品はEPOとの協定により、国内の投資家、科学者、研究者、中小企業、教師、学生、弁護士などのIPの専門家や関係者を教育するトレーニング計画の提供など大いに利益を受けている。

## 6. フィリピン政府機関、IPR分野でステップアップ (ビジネス・ワールド、2006年10月20日付)

フィリピン複製権機関は違法な電子コピーを減らすために年末までに学校とライセンス契約交渉を開始すると、国家図書開発委員会(NBDB) 委員長のDr. Dennis T. Gonzalezは述べた。

「これはこのような違法コピーをやめさせたいとする政府の決意の現われであり、知的財産権に対し健全な敬意が払われている国と肩を並べようとするものである。」と彼は語った。

Gonzalez氏はフィリピン知的財産局長のCarmen G. Peralta氏とともに米国ヴァージニア州で最近開かれた世界知的財産アカデミー著作権プログラムに参加した。世界各国からの政府職員に知的財産権のトレーニング・プログラムを提供する世界IPアカデミーは米国特許商標委員会(USPTO)の下に置かれている。

USPTOは国の発展のため知識を基礎とした産業の重要性を認識している。またこれらの産業が著作権、特許、商標の保護と推進に依拠していることも承知している。

「IPをベースとした産業が国家の成長に果たす役割を過小評価してはいけない」とPeralta氏は述べ、IPフィリピンが最近、知識を基本とした産業の国民総生産への寄与度を決定する研究を行ったと付け加えた。

Gonzalez氏はさらに、知的創造と知識に基礎を置く産業は国の工業化を牽引するエンジンだと述べた。

「IPを強化する事は国家図書開発計画2005-2010に示された国家戦略であり、それはフィリピンをアジアの出版拠点とする事を目指すものだ」と彼は述べた。

## 7. 税関局、IPRs週間遵守

(マニラ・ブルティン、2006年10月27日付)

「偽の商品の取引を中止させることは供給源に栓をすることで、それが需要を抑える。」税関コミッショナーのNapoleon Morales氏はマニラの港湾地区の税関局(BoC)で、「知的財産権週間」遵守の一環として、押収した模倣品の破壊を指揮した際に強調した。

Morales氏はメッセージの中で海賊行為が経済に与える悪影響について社会的な認識を高める必要を訴え、フィリピンで完全に模倣品の密輸を排除する唯一の方法は人々に偽ブランド品の購入をやめさせることだと述べた。

税関のコミッショナーは、偽造品は決して本物の基準に追いつくことのない、懸命な二流のコピー品にすぎないが、模倣品を国内の港に入港させまいとする税関の努力は決して偽物ではないと述べた。

税関の情報捜査サービス(CIIS)のチーフのFernandino Tuazon氏は、今年度の知的財産権週間のテーマは、「Ekonomiya y Pagtibayin, Produktong Orihinal ang Tangkilikin」(経済を強化し、本物志向へ)であり、それは偽造品の国内への侵入を食い止めようとする税関の努力と呼応するものである。偽造品は正規商品が目指す市場を奪い、商品の販売や本物のブランドに影響を与え、全体として国の経済に悪影響を与える。

税関局のオークション・積荷処理班は税関の倉庫に保管されている押収物の中でどれくらいを処分しなければならないか正確な量を決定する作業に入っている。

一方、情報・エンフォースメントグループ(IEG)の副コミッショナーであるCelso Templo氏は国内の海賊商品の氾濫を悲嘆し、「海賊行為は許されざる犯罪であり、国内市場の模倣品は無関心の産物であり、我が国の国際関係に深刻な悪影響を及ぼすものだ」と述べた。

## 8. NBIの捜査官、3,000万ペソ相当のデザイナーシューズの模倣品を押収

(フィリピン・デイリー・インクワイラー、2006年10月30日付)

3,000万ペソ相当を超えるラコステの靴の模倣品が、国家捜査局(NBI)がパセイ(Pasay)市で行った摘発により押収された。

NBIの知的財産部(IPRD)のチーフ、Jose Justo Yap氏は、地元のラコステの流通業者からの告発を受け、捜査官がハリソン通りF.B.のマーウィン・マートの2階に出店するEsteva General Merchandiseを摘発したと述べた。

そこでは8,473足の偽のラコステ・スリッポンシューズが1足400ペソで販売されていた。「本物のラコステ・スリッポンシューズは1足4,600ペソで販売されているので、ラコステは全体で38,975,800ペソの被害を被った」とYap氏は説明した。

これに先立ったインタビューでは、NBI IPRDのDennis Siyhian捜査官はフィリピンのラコステの靴流通業者は最近の国内のラコステ・シューズとスリッポンの模倣品氾濫に頭を痛めていると語っていた。

「違法業者はカタログに掲載されたラコステの靴を、まだ国内で発売されてない段階で、最新のスタイルを模倣することさえできる。」とSiyhian捜査官は述べる。更に付け加えて、中国からフィリピンに持ち込まれた偽の靴は、違法な技術移転の産物かもしれないと語った。

「なぜなら本物のラコステの靴は極東で製造されていると報告されている。靴のスタイルに関する情報は他国に漏れているのかもしれない」と同捜査官は述べた。

## インドネシア

### 1. 不正コピーが地域ソフトウェアメーカーを駄目にする

(ジャカルタポストニュース、インドネシア、2006年10月4日付)

インドネシアは、近時、世界第三位の不正コピー産業が繁盛しているという不名誉な状態にある。不正コピーの真の経済結果がわかるまで変化がありえないと思われる状況である。

「不正コピーソフトウェアを使用することは、頭角を現してきたソフトウェア起業家のビジネスを発展成長させる権利を奪うことになる。」とジャカルタで開催された不正コピー会議においてマイクロソフトインドネシアの取締役アーワン タータリアディ(Irwan Tirtariyadi)氏が語った。

より高価な真正プログラムの代わりに不正コピーソフトウェアを購入することは、他のソフトウェア会社、特にインドネシアの開発者のマーケットでの競争機会を減少させるにすぎないとアーワン氏は主張した。

ビジネスソフトウェア協会(BSA)が発表した調査によれば、インドネシアにおけるソフトウェア不正コピーは、未実現税が故の見込み損失が年間8,000万USドルに上る。一方、国際データ会社で実施された研究によれば、国内で使用されているソフトウェアの約87%は不正コピー版であることを示している。BSAによれば、ソフトウェア産業が被る損失は年間2億8,000万ドルと算定される。

### 2. コンピューター事業者が適法ソフトウェアの使用を要求

(ビジネス・インドネシア、2006年10月12日付)

政府は、コンピューター業者が自ら販売したパーソナルコンピューター(PC)に、所有権があるかオープンソースかのいずれかの適法なソフトウェアのみをインストールし始めるよう要請した。

政府は、9月末に発行した通達440/DJAT/Kominfo/09/2006でインドネシアコンピュータービジネス協会へ要請した。

アプコミンド(Apkomindo)は、大半のメンバーが地域コンピューター販売業者の組織である。

政府の要請は、民間団体によって製作された不正コピーソフトウェアの使用を低減し、著作権侵害に対する法的エンフォースメントを改善しようとする政府活動の一環であると、通信情報省テレマティック応用局長官チャヤナ アマジャヤディ(Cahyana Ahmadjayadi)氏が報告した。

チャヤナ(Cahyana)氏は、アプコミンド(Apkomindo)がメンバーに、ひとつのパッケージ形態で、ハードウェアに適法なソフトウェアをプリロードして適法なソフトウェアを販売促進するように説得することを要望した。

アプコミンド ヘンキヤント ティジョクロードヒグノ(Apkomindo Henkyanto Tjokroadhiguno)の会長は、協会はその要求を歓迎すると述べた。しかし、彼はその要求が業者の間で効果があるかどうかは確約できなかった。

不正コピーソフトウェアの使用を削減しようとする政府を支援することに、組織は大変真面目であったとヘンキ(Henky)氏は説明した。その責務の証として、アプコミンド(Apkomindo)は適法ソフトウェア製品を使用するように業者の注意を喚起することを狙いとしたプログラムを始めたと彼は続けた。

「不正コピーソフトウェアの使用を削減するために必要なことは、脅迫する代わりに業者の意識を向上させることである。」

プログラムの一例が知的財産権セミナーであり、アプコミンド(Apkomindo)メンバーに10,000セットの無償リナックス(Linux)ベースのオープンソースソフトウェアを配布することであると彼は付け加えた。

ヘンキイ(Henky)氏によれば、アプコミンド(Apkomindo)は、また、2006年末に適用し始めるように目標設定したソフトウェアプリロードプログラムを設計している。

### 3. 海外保護を求めている5件のインドネシア特許 (ビジネス インドネシア、2006年10月30日付)

2006年7月までに、5件のインドネシア特許が、手続きの迅速性と安価さから多国での法的保護を取得するために特許協力条約(PCT)機関を使用した。

過去5年間のインドネシア特許投資家は、PCT機関を使用し始め、インドネシアからの特許保護請求が増加していることを世界知的所有権機構(WIPO)のデータが示している。

昨年、8件のインドネシアPCT出願が提出され、2004年の6件を上回った。一方、2006年7月までにインドネシアから5件の出願が提出された。しかし、インドネシアからの特許出願数は、中国、韓国およびインドより少ない。この三カ国では安定した技術開発が行われていることが分かる。

法務・人権省の知的財産局長官であるアブドル バリ アゼッド(Abdul Bari Azed)氏によれば、PCT機構を使う特許請求は安価で迅速である。国の技術進歩が遅い故に、インドネシアからは数件の出願のみが行われたことを認めた。

インドネシアは1997年にPCTを批准した。132ヶ国がPCTを批准し、その利用はメンバー国のみで制限している。PCTを経由して、特許の国際法的保護を申請したときのみ、産業投資家は、多国で特許の法的保護を取得できる。

## ベトナム

### 1. 国内オートバイ企業が問題に直面

(日刊サイゴンタイムズ、2006年10月10日付、 タイ ニュース サービス、2006年10月10日付)

国内オートバイ製造業者は国内需要の急激な落込みによって引起された多くの難問に直面しているとベトナム自転車オートバイ協会副会長リ アン チュアン(Le Anh Tuan)氏が語った。最初の四ヶ月でヤマハのオートバイ販売は前年比150%の増加、ホンダの販売は100%の増加であった。ビジネスの喪失に加えて、国内オートバイ企業は、また、知的財産権を包含する問題に直面している。

多くの国内生産オートバイは、特にホンダのウエーブ(Wave)やドリーム(Dream)など外国オートバイに類似している。多くの国内企業が違反行為で罰金刑に処せられている。

ベトナムのモーターバイクは国内市場の需要の低さと知的財産ルールからのチャレンジに打ち勝つため、独自のデザインと商標を持つべきであると、「ベトナムのモーターバイクと知的財産」と題された最近の会議で報告された。

### 2. 電子機器製造業者、不正ソフトウェア捜査の標的となる

(タイニュースサービス、2006年10月11日付)

地域の当局は、先週末ダイウーハネル社が10億ベトナムドン(US62,500ドル)相当の無許可ソフトウェアを使用していることを発見した。

不正コピーソフトウェアを使用している企業エンドユーザーを標的にした第一回エンフォースメントキャンペーンにおいて、ハイテク犯罪保護(C15)に対する文化情報省および公共セキュリティ省によって家宅捜索が実行された。

国がグローバル経済への融合に動いているように、当局は、知的財産権保護における政府の役割を増大することを狙いとして、より多くの家宅捜索が行なわれることを期待している。

「家宅捜索は、ソフトウェア不正コピー国家を解消するキャンペーンをステップアップさせるための政府努力の一部であった」と文化情報省の調査責任者フ スアン タン(Vu Xuan Thanh)氏は語った。

文化情報省によれば、調査官はハノイ拠点の韓国電子部品製造業者の全コンピューターをチェックし、大半が違法に不正コピーソフトウェアをインストールしていたことを発見した。

不正コピーソフトウェアはマイクロソフトウィンドウズ、マイクロソフトオフィス、マイクロソフトビジュアルスタジオ、オートキャド(CAD)、コーレールドロウ(Corel Draw)、ACDシー(See)、ラックベト(Lac Viet)辞書、サイマテックアンチウイルス(Symatec Antivirus)、ベトキ(Vietkey)、ウインジップ(WinZip)、ウインラー(WinRar)およびアドビ(Adobe)を含むものであった。

省によると、家宅捜索では、外国産のみでなく国産ソフトウェアが大規模に不正コピーされていたことが判明した。

まもなく知的財産法および決定第56/20016/ND-CPに従って、ダイウーハネル社に対して特別行政処分が裁定されるであろうと同省は語った。

### 3. 樹木種に対する知的財産法

(タイニュースサービス、2006年10月11日付)

グエン タン ダン(Nguyen Tan Dung)首相は、植物種に関する知的財産法の条項を詳細に規定し

た規則を発効した。

5章39条を持った法令は、知的財産法の何条かの規定の執行に関し指示したもので、品種のタイプ毎の権利と同時に新種を発明した人の権利と義務を設定する手続きと国の管理者の責任について規定したものだ。

法はベトナム人の組織と個人、永住するかまたはベトナムで品種を所有または取引している外国人組織または外国人に適用される予定である。

品種保護に対してベトナムと協定を締結している国の市民に対しても適用される。新規則は2001年4月20日付法13/2001/ND-CPに代わるものである。

#### 4. 8の企業が知的財産の情報伝授

(ベトナム・ニュースエージェンシー速報、2006年10月18日付、

サイゴンタイムズデイリー 2006年10月18日付)

知的財産法の重要性を議論するセミナーが、国家のWTO加入を踏まえて、ベトナム企業を支援するために10月17日開催された。

セミナーは市科学技術局(DOST)、知的財産局(IPO)およびホーチミン市知的財産協会(IPH)によって開催された。

知的財産法は2005年末国会で承認され、2006年7月1日に発効した。しかし、政府は、最近、法律を活用する企業の指針となる2種類の法令を制定したのみである。

「知的財産は、長年に亘ってベトナムでは注目される事項であった。」と近時、国内企業を支援するために設立されたIPHの副会長グエン ミン ダック(Nguen Minh Duc)氏が語った。「しかし、所有者と国家管理局間には何の連携もなかった。IPHはそのギャップを狭くし、新分野における国内企業を支援するようにしてきた」と彼は言った。

来月、IPHはすべての企業に対してIP費用コンサルティングサービスの提供を開始する。

専門家によれば、革新的な特許は、ベトナムが迅速に能力を向上させることを助け、国が世界貿易機構(WTO)へ加入後、グローバルな競争力のある段階へ移行する目標を達成する助けとなる。

現在は、少数のベトナム研究者や事業家が国の特許保護システムとその実行を認識しているが、多くは彼等や国家の長期開発を支援するものではなく、短期視点である彼らの権利を保護するために使われるのみである。

「我々は年300件の特許関連調査を受託しているのみである。」とベトナム知的財産局の副長官バム ヒ アン(Pham Phi Anh)氏が語った。しかも、それらの約25%のみが技術に関するものである。

セミナーにおいて、アン(Anh)氏は、おおよそ100人の科学者および企業所有者に対して、彼らは既に登録されている特許の欠陥を発見し、その補正をすることにより多くの関心を払うべきであると語った。

「ベトナムは現在開発段階にあり、他者の経験と失敗を学んで、後発者としての我々の優位性を最大限に活用する必要がある」と語った。

この課題解決を支援するため、セミナーを協賛したスイス国立知的財産大学は、いかに起業家や企業が問題への回答を調べるため現存特許情報を活用するか、また、早急な解決方法として新しい研究と経済的開発材料にアクセスできるかを実演した。

同大学から出席したビダ ビスホッフ(Bida Bishof)教授によれば、特許は投資を守り、発明を促進し、更に、多分最も重要なことは、知識を普及させるような技術進歩の柱である。

#### 5. ベトナムが知的財産権保護を明言

(タイニュースサービス、2006年10月20日付)

ベトナムは、薬品のデータベースの安全性に関する規則で要求されているように知的財産権を厳格に保護することを強く明言したと健康省長官チュラン ティ テュラン シエン(Tran Thi Trung Chien)氏が語った。

10月18日、ハノイで開催されたミーティングにおいて、チエン氏(Mrs. Chien)は、薬品製造業者および取引業者の略歴に関する秘密を保証する規則が最近発効され、それがベトナムで営業している外国製薬企業に歓迎されたことに言及した。

その文書は薬品研究および製造業者、特に大きな発明を所有する多国籍企業にとって非常に重要で機密に係わる事項である。

健康省は、また、薬品および化粧品に対する減税の計画を確実に実施し、支店の開設権や輸出入事業を方向付ける権利を保護するベトナムの方針を外国投資家に保証した。

ベトナム政府は、また、低品質の医薬を発見するため、ハノイ、ダナンの市中心部およびホーチミン市に、生物製剤研究所三ヶ所の建設を優先させるとChien氏は語った。

国家が丁度交渉の最終ラウンドを終えた世界貿易機構へのベトナムの加入に対する準備会議が開催された。

2006年9月までに、ベトナムは医薬と製薬剤の取引に対して、312の外国製薬会社に許可を与えた。外国投資領域が薬の国内市場要求の60%をまかない、国内生産の製薬剤の主要な供給者になっている。

## カンボジア

カンボジア、商取引裁判所の設立でより多くの投資家誘致を期待

(新華社通信、2006年10月3日付)

商業上の係争の和解や国際ビジネスのための健全な環境を再構築するため、初めての商取引裁判所を設立し、より多くの投資家を引き寄せ、王国の離陸直後の経済を推進したいというカンボジア政府の期待を当局が発表した。

一方、同様な状況で、同国では2005年に、専門家不足が故に適切に解決されなかったカンボジアと外国事業者間での商標係争が200件以上あったと商務省知的財産局長官ファーロスサン(Var Roth San)が報告した。

長官は、大半の係争が商標の誤使用と著作権侵害に関するものだったと付け加えた。

カンボジアは2004年にWTOの148番目のメンバーになった。王国はそれ以来、WTOの規則、特に商標と知的財産権保護の規則を施行するよう、非常に大きな圧力を受けていた。

## インド

### 1. 不正コピーがIT企業の利益を食っている

(インドタイムズ、2006年10月1日付)

インドの製品開発市場は2008年までに8,110億ドルへ成長すると推測されるとナスコム(Nasscom)調査で判明した。しかし、引き続き海賊行為で、ビジネスはそのレベルまで成長しないかもしれない。

ビジネスソフトウェア協会(BSA)-IDCの最近の調査でインドでは不正コピーが72%の高率にあることが明らかになった。事実、我々のソフトウェア産業は不正コピーによって5億6,600万ドルを失っている。本件は、国際的にはますます大きな問題となっているが、幸いなことに、過去10年に亘ってインドでは確実に低減してきている。

しかしながら、未だ十分ではないと専門家は言う。「小企業では法律があるにもかかわらず知的財産を保護することが困難である。」とIT製品およびサービスプロバイダーの首位にあるイースタン ソフトウェア システム会長アニル バクト(Anil Bakht)氏が述べた。問題はインドのソフトウェアビジネス全体が規模の大きいサービス製造者に焦点を当てており、製品製造業者は全くそれに該当していないからだと言う。

また、インドのソフトウェア製品に対して海外では心理的障壁がある。「インド人が作ったものは良いが、インドで作られたものは良くない」と彼は言う。

小規模であるが故、これらの会社はかれらの著作権を守ることが出来ない。「30 - 50%のような高い離職率にもなって、従業員を監視することさえ難しい。会社を退職する前に自社製品をコピーしたとしても何もできない」とバクト氏が言う。

また、法務の遅れから、ケースが何年も引き延ばされ、小規模企業は最終段階まで法手続きを進めることができない。この結果、長期的には事業に影響を及ぼし、投資を枯渇させる。

「インド政府が不正コピーに対して厳格な方針をとらない場合は、中国がIT分野で上手くリードすることになる」とBSAの社長兼CEOのロバート ホリーマン(Robert Holleyman)氏が言う。過去数年、中国は不正コピーを低減させるため、その方針を驚異的に変更した。「インドが10%だけ不正コピーを低減させるならば、巨大な利益を得ることができる。」と彼は言う。

これらすべてが、イノベーションに大きな損害を与える。「技術革新とIPRは密接にリンクしている。それは悪循環を引き起こす。インドのIPR法はすばらしいが、司法制度が遅れている。もし法律が厳格に執行されない場合、最終的にイノベーションは封殺される。」とマイクロソフトインド法務企業部取締役ラケッシュ バクシ(Rakesh Bakshi)は説明する。

### 2. 専門家が知的財産権に光を当てる

(ヒンダスタン・タイムズ、2006年10月15日付)

シャヤマ プラサッド ムクハージー国立大学(Shyama Prasad Mukherjee Government Degree College)が「知的財産権:植物種とゲノム保護」に関するセミナーを開催した。

「戦いはしないで伝統的な薬草に関する情報を出願しよう」とバナラス ヒンデゥ(Banaras Hindu)大学法学課BNパンディ(Pandey)教授が述べた。

ルックナウ工科大学(Lucknow)LS ヤダブ(Yadav)教授が、約18年間、東北地方で勤務している間に得たお茶の製造にかかる伝統的知識と地理的表示のIPRについて説明した。

彼は、IPRシステムは、インドの状況に合わせて、修正し適用する必要があると語った。

### 3. 特許出願でインドが12位

(ビジネス・スタンダード、2006年10月17日付)

インドは現在特許出願件数で世界12位にいる。世界知的所有権機構(WIPO)の発表したレポートによれば、2004年インド特許庁は、居住者および非居住者の特許出願、合わせて20,000件の特許出願を受理した。

日本およびアメリカが最も多い特許出願をし、ヨーロッパ、韓国、中国が続く。2004年に出願された75%がこれらの五カ国によるものである。

インドでは居住者による特許出願件数が顕著に伸びている。1995年と2004年では365%の増加となった。興味深いことに、インド人はインドで多くの特許を出願しているが、他国で非居住者としてほとんど特許出願をしていない。インドはまた人口当たりの居住者特許出願件数が非常に低く、近時で100万人の居住者当たり7件である。

インドのGDPの10億ドル当りの特許出願平均件数は、2.3である。これに反して、韓国や日本は10億ドル当たりそれぞれ116.2と107.2の数値である。

### 4. インド企業の商標、海外で保護されるべし

(エコノミック・タイムズ、2006年10月18日付)

より多くのインド企業がグローバル化するに従って、政府は、インド企業の海外商標保護をするように決定した。インドは世界知的所有権機構(WIPO)を基軸とした商標のマドリッド国際プロトコール(MIP)のメンバーになる計画である。

プロトコールは78カ国がメンバーとなっている。インド企業は国内または域内の商標局に一商標出願をするのみでこれらのすべての国で商標保護を得ることが出来る。

指定国の商標局が所定期間内に保護を拒否しなかった場合、商標は登録されたとみなされる。MIPはまた同様な簡単な手続きで、その後の変更を記録することおよび商標の更新を認めている。

侵害が発生した場合、企業は関連する侵害者に対してWIPOに提訴することができる。現在のシステムのもとでは、多国籍企業は商標保護を得るためには母国法律事務所経由でインド法律事務所に依頼しなければならない。

プロトコールを締結するためには、また、国外での商標出願を認めていないインドの商標法を訂正することが必要となる。

政府は商標法改正案を準備したと彼は語った。法が改正されれば、インドはプロトコールに署名することが出来る。この改正には政治的な反対意見がない場合で約1年が必要だろう。

メンバーであるシンガポール、イギリス、アメリカ、ベルギー、ドイツおよび中国のようにインド企業は、商標保護の利益を得ることが確実である。なぜならこれらの国がインドからのFDI(海外直接投資)の主要な相手国であるから。

### 5. インド、WTO会議でバイオ海賊行為を取り上げる

(エコノミック・タイムズ、2006年10月21日付)

バイオ海賊行為のチェックと伝統的知識を保護するためのインドの世界貿易機構(WTO)への提案は、今月の後半に予定されたWTOのTRIPS会議で取り上げられる予定である。10月25日に開始される二日間の会議では、また、TRIPSおよび公衆衛生にかかる協定の履行が検証される。

会議はインドにとって重要なものである。なぜならインドは特許出願人が、特許される生物資源の起源を公開することを義務づける要求を組み込むよう強力に働きかけてきたからだ。インドは、また特許された資源の起源国には適切な利益還元があってしかるべきと主張した。

事実、インドは、バイオ海賊行為をチェックする多国間ルールを策定するようにWTOを説得している。ブラジル、中国、パキスタン、コロンビア、キューバ、タイおよびタンザニアを含む九カ国の開発途上国グループの先頭に立っている。インドの要求はWTOで継続交渉を行っているドーハ開発アジェンダのフレームワーク内にあると政府情報局は語った。

起源の開示は生物多様性条約(CBD)の一部であり、またドーハ・アジェンダではCBDとTRIPs間の同等性に関して話し合われるので、開発途上国は、開示要求がTRIPs下の義務となるべきであるという要求をする権利がある。

先進国、特にアメリカは、インド人が数世紀に亘って使用してきたニーム(neem)やターメリック(turmeric)のような生物学的製品の所有権を特許化するために多くの努力を行ってきた。

アメリカ政府はニームとターメリックを使用した特許を、インドの抗議を受け、無効とした。小さな勝利ではあるが、先進国はこれまで、発展途上国に生育する産物をロイヤリティの支払いなしに、自らの特許製品に広範に使用してきた。

TRIPs会議は、また、2003年9月カンクーンで開催されたWTO政府会議で調印されたTRIPsと公衆衛生にかかる条約を見直す予定である。

## 6. インドが有料テレビの海賊行為でアジア太平洋を先導

*(BBCモニタリング・アジアパシフィック、2006年10月25日付)*

10月24日発行の調査によると、アジアのケーブルおよび衛星テレビ局は、今年有料テレビへの海賊版および無許可放送によって、昨年比6.6%増加の推定11億3,000万USドルの損失を予測している。

110の有料テレビ会社で構成する地域組織であるアジアケーブル&衛星放送協会(CASBAA)の第四次年次レポートは、有料テレビサービスへの違法接続は2006年に520万と20%増加することになるだろうと予測している。

スタンダードチャータード(Standard Chartered bank)銀行と共同で実施した調査は、香港、マカオ、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムおよびオーストラリアのCASBAAメンバーから収集した情報をベースにしていた。

CASBAAによれば、インドは6億8,500万USドルに及ぶと推定される有料テレビ海賊版の最大の地域損失を計上し、タイでは1億6,000万USドルのアジア第2位の損失を計上する。

同調査によれば、インドでは大半の歳入損失は、視聴者数を報告するテレビ用ケーブル施設所有者によって起こされている。その結果、テレビ局に内容以下の支払いをすることになる。

本年度の調査によれば、ベトナムでは1件の適法有料テレビ加入者に対して、15の違法接続がされ、地域最悪の海賊版比率となっている。ベトナムでは9万人の正規視聴者に対し、137万人の違法視聴者がいることが判明した。

フィリピンでは、違法有料テレビ視聴者は887,000人に及ぶ。違法配信、主に地方の県だが、に起因する海賊版の推定コストは、本年24%の上昇となっている。

## 7. IP能力を陳列する14の企業

*(ヒンドゥ、2006年10月27日付)*

知的財産(IP)の能力を陳列している14の技術系会社が、まもなく開催される2006年のバンガローIT(Bangalore IT)博覧会のハイライトになるだろう。

「革新インド」をテーマにした「IPゾーン」が四日間のイベントで設置される。自社のIPプロフィールを紹介している会社には、ブロードコム(Broadcom)、グローネットワークス(GloNetworks)、イッティアン(Ittian)、ミストラル(Mistral)、エヌコア(nCore)テクノロジーズ、ネットデバイス(netDevices)およびテジャス(Tejas)が含まれている。

「IPゾーンでは、インドがITサービスを提供するのみでなく、グローバルマーケットの高度技術製品を創造する分野で他国と競争できるIPを作り出すこともできるという事実に焦点に当てる努力をする。」とカーナタカ(Karnataka)IT長官であるM.N. ビジャシャンカー(Vidyashankar)氏が述べた。

ビジャシャンカー氏は、そのイベントに約170の多国籍企業を入れた約300社が参加すると予測している。「また、イギリス、バルセロナ、ニュージーランド、ババリア、中国、バルト諸国、台湾およびドイツからの代表参加も期待している。」と語った。

SMEフォーラムとHR会議は、このイベントの他のハイライトである。SMEフォーラムは、IT分野の中小企業が直面している課題に焦点を当てた。それは通常、経済的な規模に欠けるために大手と比較して、大幅な負けに帰する。更にSTPIによって引っ張られ、その分野に関連する政府方針の見直しを要求するだろう。

HR会議では、ITセクターで取り組んでいる挑戦的試みが議論される。インド半導体協会は半導体企業への支援を創設する提案についてラウンド会議を開催する予定である。

エアーセル ビジネス ソリューション(Aircel Business Solution)およびマイクロセンス(Microsense)は、ウイマックス(WiMAX)テクノロジーを介してバンガロー(Bangalore)での無線インターネットサービスを使用できると発表した。

## パキスタン

### GI法案、承認を得るため連邦議会へ送付

(バルチスタン・タイムズ、2006年10月5日付)

知的財産権機構(IPO)は地理的表示法案作成を終了し、連邦議会の承認を受けるために送付した。情報筋によれば、この法は、パキスタンの産物や果物が国際市場で認知される商標を取得することの助けとなるだろう。

インドは、地理的表示法の下に国際市場で認知されたスーパー バスマチ(Super Basmati)のお米商標をすでに取得した。これによってパキスタン米輸出業者に3億USDの損失をもたらした。

このことを受け、政府は地理的位置表示法を制定することを決定し、パキスタンの産物や果物の商標がグローバル市場で容易に認知されることを目指したと情報が述べた。法案は、関係するすべての利害関係者と相談した後に準備された。

この点に関して、IPOは様々な研究会を編成し、国際的専門家および米輸出業者が招待された。法案に輸出業者のすべての条件が当てはまるように試み、法案は現在連邦議会へ送られたと情報筋が語った。

## クウェート

### クウェートがソフトウェア不正コピーへの取り締まり強化

(アルーバワバ(Al-Bawaba)ニュース、2006年10月16日付)

近時、ソフトウェア不正コピーの脅威を抑制することに驚異的な成功を収めたことに元気付けられ、クウェートは、更に、反不正コピー運動を実施する計画を発表した。クウェート当局は、安全且つ適法なデジタルの世界を推進する宣言をした第一人者の、ビジネスソフトウェア協会(BSA)との連携を強化し、広範囲に及ぶ教育とエンフォースメントへの努力を介して国の知的財産権(IPR)保護を確実なものとすると言った。

BSAと共同して、クウェート当局は、IT再販売者、公的および私的な業界組織、学生社会および一般公衆を入れた特別な社会区分に焦点を当てた一連のセミナー、トレーニング及び会議を介したキャンペーンを実施する予定である。

キャンペーンは、国家経済に与えるソフトウェア不正コピーのマイナス効果、特にIT投資の減と雇用機会の減少という点に焦点を当てた。また、ソフトウェア不正コピーを使用することは、緩慢なPCの作動、十分な技術サポートが得られないこと、およびウイルス攻撃が蔓延するなどのような不利益を被る点を強調した。

IDCが実行しBSAが発表するグローバル不正コピー年次調査によれば、クウェートは2004年の68%から2005年の66%に不正コピーの低減に成功した。中近東における不正コピー比率は、グローバル不正コピー比率が35%で変化ないにもかかわらず57%へ1%減少した。

## オマーン

### オマーン当局、ソフトウェア不正コピー危機に奮戦

(アルーバワバ・ニュース(Al-Bawaba), 2006年10月1日付)

オマーン商工省は、近時、省内の検査官およびエンフォースメント部隊に研修プログラムを導入する。研修はビジネスソフトウェア協会(BSA)との共同で開催され、その最も優れた組織は、安全且つ法的デジタルの世界を推進する旨宣言した。その動きはサルタネート(Sultanate)の不正コピー比率を低下させるために政府がBSAと共同努力の一部として出現した。

研修は、タスクフォース設置を目指し、そこでは、IPR(知的財産)法違反またはおぼしき会社に対して、効率よく義務を遂行するための必要な専門性を備え、本物と不正コピーソフトウェアを見分けるように、特別な焦点を当てて調査を実施する責任を有す。研修プログラムは、関連する事務官を教育し意識向上を図るように、当局を教育するためにBSAで実施された一連の研修でこの地域で最新ののものであった。

国への外国投資に魅力を与え、また、より多くの雇用を創出するための努力の一部として、オマーンはソフトウェア不正コピーに対するキャンペーンを近時強化した。意識向上キャンペーンは定期的に企画され、海賊行為の有害性に焦点をあてている。

## アラブ首長国連邦

### 1. UAEの偽物商品の調査

(中東リテールレジャー、2006年10月10日付)

ドバイ拠点の組織は、UAEにおける知的財産権侵害が経済に与えるインパクトを調査するように委任したとガルフニュース(Gulf)が伝えた。KPMGの調査は、中近東企業をリードするブランド所有者保護グループによって推進されている。調査は、自動車およびそのスペア部品、薬品とヘルスケア商品および日常購入する消費者商品の3分野における模造品を調査する。

### 2. BSA、GITEXショッパー2006を不正が無いと保証

(中東企業ニュース、2006年10月30日付)

安全且つ適法なデジタルの世界を推進するために、ソフトウェア産業によって設立された国際組織であるビジネスソフトウェア協会(BSA)は、イベントの出店で数多くの活動を実行することによってGitexショッパー2006期間中に、知的財産権を保護することの重要性への意識向上を積極的に行う予定である。

中東のITソリューション取引およびGitexドバイ2006の小売部門に関する最大の展示会であるGitexショッパー2006におけるBSAのプレゼンスによって、オリジナルソフトウェアを使用することの利益および生産性を向上させる影響について焦点を当てるように方向付けている。

IPR法を保護するために、UAE政府によって取られる手段とともに知的財産権およびUAE著作権法に関する意識向上と大衆の教育するために、BSAはGitexショッパー2006期間中パンフレットとソフトウェアマネージメントガイドを配布する。

BSAのパンフレットおよび小冊子は、グローバル経済および国内経済に対するソフトウェア不正コピー弊害に焦点を当てている。一方、不正コピー拡散を制限するのに適した手段のアウトラインを描いている。それに加えて、BSAはGitexショッパー2006の閉幕時に、ソフトウェア賞に加えてインスタント賞が提供される例年のBSAオンラインクイズを行う。

「Gitexショッパー2006期間中、BSAはイベント中に海賊行為が無いことを確実にするため最大限の努力をする」また「BSAは知的財産権を保護することを明言し、海賊行為の病的側面についての意識向上を狙ったキャンペーンを実施してきた。また、不正コピーソフトウェアの拡散を防止する効果的な対策を展開するため、地域行政と密着して活動している」とアル レハ(AI Redha)氏が語った。